百七　公立高等学校等と協定等を締結して行う人材育成に要する経費があること。

当該市町村が地域の公立高等学校等と協定等を締結して行う産業界等との連携による人材育成に要する経費として総務大臣が調査した額（一校当たり五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

百八　医療的ケア看護職員配置事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第百六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

百九　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第百八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、「第二条第一項第一号の表第五十七号」とあるのは、「第三条第一項第三号イの表第七十二号」と読み替えるものとする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

［新設］

(2)　林野火災に要する経費が多額であること。

(3)　防災対策に要する経費が多額であること。

(4)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

(5)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。

(6)　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

(7)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

(8)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

(9)　山村振興対策に要する経費が多額であること。

(10)　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

(11)　交通安全対策に要する経費が多額であること。

(12)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。

(13)　博物館があるため、特別の財政需要があること。

(14)　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

(15)　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

(16)　ダム対策に要する経費が多額であること。

(17)　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

(18)　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

(19)　消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。

(20)　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

［新設］

［新設］

［新設］

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

［新設］

(2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

(4)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。

(5)　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

(6)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

(7)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

(8)　山村振興対策に要する経費が多額であること。

(9)　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

(10)　交通安全対策に要する経費が多額であること。

(11)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。

(12)　博物館があるため、特別の財政需要があること。

(13)　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

(14)　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

(15)　ダム対策に要する経費が多額であること。

(16)　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

(17)　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

(18)　消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。

(19)　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。